

## ◎文部省令第三十二号

### 第二章 編制

#### (一学級の幼児数)

第三条 一学級の幼児数は、四十人以下を原則とする。

#### (学級の編制)

第四条 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある幼児で編制することを原則とする。

#### (教職員)

第五条 幼稚園には、園長のほか、各学級ごとに少なくとも専任の教諭一人を置かなければならない。

2 特別の事情があるときは、前項の教諭は、当該幼稚園の学級数の三分の一の範囲内で、専任の助教諭又は講師をもってこれに代えることができる。

3 専任でない園長を置く幼稚園にあっては、前二項の規定により置く教諭、助教諭又は講師のほか、教諭、助教諭又は講師一人を置くことを原則とする。

第六条 幼稚園には、養護教諭又は養護助教諭及び事務職員を置くように努めなければならない。

### 第三章 施設及び設備等

#### (一般的基準)

第七条 幼稚園の位置は、幼児の教育上適切で、通園の際安全な環境にこれを定めなければならない。

2 幼稚園の施設及び設備等は、指導上、保健衛生上及び管理上適

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第三条の規定に基づき、幼稚園設置基準を次のように定める。

昭和三十一年十二月十三日

文部大臣 清瀬 一郎

### 幼稚園設置基準

#### 目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 編制(第三条―第六条)

第三章 施設及び設備等(第七条―第十二条)

附則

### 第一章 総則

#### (趣旨)

第一条 幼稚園設置基準は、学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。

#### (基準の向上)

第二条 この省令で定める設置基準は、幼稚園を設置するのに必要な最低の基準を示すものであるから、幼稚園の設置者は、幼稚園の水準の向上を図ることに努めなければならない。

切なものでなければならぬ。

(園地、園舎及び運動場)

第八条 園舎は、平家建を原則とする。特別の事情があるため園舎を二階建以上とする場合にあっては、保育室、遊戯室及び便所の施設は、第一階に置かなければならぬ。

ただし、園舎が耐火構造で、幼児の待避上必要な施設を備えるものにあつては、これらの施設を第二階に置くことができる。

2 園舎及び運動場は、同一の敷地内にあることを原則とする。

3 園地、園舎及び運動場の面積は、別に定める。

(施設及び設備等)

第九条 幼稚園には、次の施設及び設備を備えなければならない。

ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。

一 職員室

二 保育室

三 遊戯室

四 保健室

五 便所

六 飲料用設備、手洗用設備、足洗用設備

2 保育室の数は、学級数を下つてはならない。

3 便所には、別表第一の定めるところにより、便器を備えなければならない。

4 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。

5 飲料水の水质は、衛生上無害であることが証明されたものでなければならぬ。

第十条 幼稚園には、次の園具及び教具を備えなければならない。

一 机、腰掛、黒板

二 すべり台、ぶらんこ、砂遊び場

三 積木、玩具、紙しばい用具、絵本その他の図書

四 ピアノ又はオルガン、簡易楽器、蓄音機及びレコード

五 保健衛生用具、飼育栽培用具、絵画製作用具

2 前項の園具及び教具は、学級数及び幼児数に応じ、必要な種類及び数を備えなければならない。

第十一条 幼稚園には、次の施設及び設備を備えるように努めなければならない。

一 放送聴取用設備

二 映写設備

三 水遊び場

四 幼児清浄用設備

五 給食施設

六 図書室

七 会議室

(他の施設及び設備等の使用)

第十二条 幼稚園の施設及び設備（保育室、机及び腰掛を除く。）の一部は、特別の事情があるときは、教育上支障のない限り、他の学級等の施設又は設備等を使用することができる。

附則

- 1 この省令は、昭和三十二年二月一日から施行する。
- 2 この省令施行後五年間は、第五条第一項の規定により置かなければならない教諭のうち、専任の助教諭又は講師をもって代えることができる範囲については、同条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
- 3 園地、園舎及び運動場の面積は、第八条第三項の規定に基き別に定められるまでの間、園地についてはなお従前の例により、園舎及び運動場については別表第二及び第三に定めるところによる。ただし、この省令施行の際現に存する幼稚園については、この省令施行後五年間は、園舎及び運動場についてもなお従前の例によるることができる。
- 4 この省令施行の際保育室、机又は腰掛について他の学級等の施設又は設備等を使用している幼稚園にあつては、第十二条の規定にかかわらず、この省令施行後五年間はなお当該施設又は設備等を使用することができる。
- 5 学校教育法施行規則の一部を次のように改正する。  
第七十四条及び第七十五条を次のように改める。  
第七十四条 幼稚園の設備、編制その他設置に関する事項は、幼

稚園設置基準（昭和三十一年文部省令第二十二号）の定めるところによる。

第七十五条 削除

別表第1（便器数）

幼児数	79人以下	80人から239人まで	240人以上
大便器及び小便器のそれぞれの数	$\frac{\text{幼児数}}{20}$	$4 + \frac{\text{幼児数} - 80}{30}$	$10 + \frac{\text{幼児数} - 240}{40}$

（注）小数点以下は、切り上げる

別表第2（園舎の面積）

学級数	1学級	2学級以上
面積	平方メートル 180	平方メートル $320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$

別表第3（運動場の面積）

学級数	2学級以下	3学級以上
面積	$350 + 50 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル

## 幼稚園設置基準の公布

文部事務官 玉 越 三 朗

文部省では昨年四月新たに幼稚園教育要領を制定して教育内容の基準を示したが、同十二月十三日かねてから検討を続けてきた「幼稚園設置基準」を公布し、本年二月一日から実施することにした。以下その主な点を述べてみることにする。

### 一、設置基準の内容

省令は三章十二条と附則からなり、第一章は「総則」でこの省令の趣旨と設置者に対してその幼稚園の水準の維持向上を常に図る必要のあることを述べ、第二章は「編制」第三章は施設及び設備等について述べてある。さらに附則では施行期日と本条に対する経過措置を述べている。

### 二、総則について

#### 1 制定の趣旨（第一条）

この設置基準に幼稚園の編制、施設および設備等について、学校教育法施行規則に定められている以外のものを定めたもので、それは必要最低限の基準である。

#### 2 基準の向上（第二条）

この設置基準は幼稚園を設置するのに必要な編制、施設及び設備等について定めた設置の基準であるが、設置された後の維持運営の基準でもあるから、設置はこの基準に示す水準を設置後も常に維持

することはもちろん、たえずその向上を図るよう努力しなければならないことを義務つけたものである。

### 三、総則について

#### 1 一学級の幼児数（第三条）

学校教育法施行規則第七十五条では幼児の組織は別に規定せず、たんに一人の教師が受持つ幼児の最大限を示していたが、この省令では学級という共同社会を構成して指導しなければならないこと、しかもその共同社会構成の最大限の人員が四十人であることを示したのである。（したがって附則で施行規則の関係条文を廃止している）なおここに「原則」と示したのは、場合によっては一、二名の増加は認めるという意味からである。

#### 2 学級の編制（第四条）

前条で学級集団制をとり、その学級の大きさの基準を示したのでここではその質についての基準を示したのである。それは、毎年三月三十一日現在において同じ年齢（五歳とか四歳とか三歳ということとでその間の月の違いは問わないのである）の幼児で一学級を作るということである。しかし教育目標や経営方針等から違う年齢の幼児で一学級を作る必要も生じてくることが予想されるので「原則」としたのである。

#### 3 教職員（第五条）

学級に対する教員は専任の教諭でなければならないこと、しかもそれは一学級に一人以上いなければならないことも第一項で示して

いるのである。ただし、いついかなる時でもその総てが教諭でなければならぬということには多少無理があるので、特別の事情があるときはその学級数の三分の二まで、あとは専任の助教諭でも講師でもよいとしたのが第二項である。第三項は兼任園長を置く幼稚園の場合、教育上支障がないようにするための措置であるが、第一項で学級数以上に教員が確保されている場合もありうると思われるので「原則」とするといったのである。

#### 四、施設及び設備等について

##### 1 一般的基準（第七条）

幼稚園の位置の選定の基準に幼児の通園の安全を確保できる場所と特に加えたのは、位置選定のときの条件として幼稚園では是非考えなければならぬという意味で加えたのである。

##### 2 園地、園舎及び運動場（第八条）

園舎を平家建を原則としたのは、幼児の安全を確保するためである。土地の面積や地形等でどうしても平家建にできず二階建以上しなければならぬことも考えられるので平家建を原則とするとしたのである。ただしこの場合は無条件でなく、鉄筋コンクリート造とか煉瓦造等の耐火構造でその上待避上じゆうぶんな施設が整えられている場合に限って幼児が常に使う保育室、遊戯室、便所は二階に置いてよいことにし、他はいかなる場合でもこれらは一階に置かなければならぬようにしたのである。

##### 3 施設及び設備等（第九条、第十条、第十一条）

○備えなければならない施設設備

従来と変りがなく、備えるものとしては保育室、遊戯室、職員室、保健室、便所、飲料水用設備、手洗用設備、足洗用設備であって、保育室は学級の数以上なければならぬこと、水呑用の呑口は手洗用や足洗用と必ず区別して専用の水呑用呑口を作らなければならぬこと、

および特別の場合は保育室と遊戯室、職員室と保健室は兼用できることも知っての通りである。

ただここで前の次官通達と違っているのは便所に備える便器の数で、省令によると次のようになるのである。（幼児数が多くなるにつれて従来より少なくなった）

幼児数	便器の数	
	大用器	小便器
1	1	1
21	2	2
41	3	3
61	4	4
81	5	5
111	6	6
141	7	7
171	8	8
201	9	9
231	10	10
241	11	11
261	12	12
281		
301		

備えなければならない園具、教具（第十条）および備えることが望ましい施設、設備（第十一条）は次官通達となら変りないのでここでは説明を省略する。

##### 4 他の施設及び設備等の使用（第十二条）

小学校、公民館、寺院、教会等の施設は、幼稚園教育上支障がないように設備すれば使用してよいのは従来と変りがないが、従来は

何の制限も設けていなかったが、省令ではその一部に限ってのみ借りることができるようになり、しかもそれは特別の事情がある場合に限ることになったのである。さらにその保育室、机、腰掛はどんな理由があっても固有のものでなければならぬという制限も加わったのである。

### 五、附則について

1 施行期日 この省令が実際に効力を発する日を公布後一カ月半後の二月一日にしたのは、各都道府県で認可する場合の準備や新たに幼稚園を設置しようとする人に対してこれに対処できるようにするためである。

2 専任教諭を助教諭で代える制限についての特例

第五条第二項で専任教諭を助教諭や講師で代えられる数を三分の一までと制限したが、現在はまだどこでも教諭がすぐえられるという状態でないのが、新設既設ともに五年間つまり昭和三十七年一月三十一日まで猶予ということである。

3 園地、園舎、運動場の面積の特例

第八条第三項で園地、園舎、運動場の面積は別に定めることとしたがこれを定めないのは、ここで暫定的に定めたのである。なお、園地についてはここでも定めていないから建築基準法の適用を受けるだけである。また園舎、運動場についての面積の示し方が従来と変わっているので注意する必要がある。すなわち、従来は幼児一人についていくらとしていたのがこの省令では幼稚園の学級規模ごとに

総面積で示されている。これは教育環境を整える考え方を学級に置いたところからきたものである。次に学級規模ごとの実面積を表にしてみよう。なおこの基準の適用は、既設の幼稚園にだけは五年後すなわち昭和二十七年一月三十一日まで猶予するということも併せて述べられている。

園地の面積

学級数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
総面積	180	320	420	520	620	720	820	920	1,020	1,120	1,220	1,320
坪	(55)	(97)	(128)	(158)	(188)	(218)	(249)	(279)	(309)	(339)	(370)	(400)

運動場の面積

学級数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
総面積	330	360	400	480	560	640	720	800	880	960	1,040	1,100
平方メートル	(100)	(109)	(121)	(146)	(170)	(194)	(218)	(242)	(267)	(291)	(315)	(333)
坪	(100)	(109)	(121)	(146)	(170)	(194)	(218)	(242)	(267)	(291)	(315)	(333)

4 他の施設の使用についての特例

第十二条で保育室、机、腰掛はどんな理由があっても幼稚園固有のものを使わなければならないといっているが、それでは既設の幼稚園で既に使用しているものが困るのでここに移行のための猶予期間、五年間という特例を設けたのである。